

令和3年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和2年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和3年11月2日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 津野田重一

定例監査の結果について

1 監査期日

令和3年10月4日（月）・5日（火）・6日（水）

2 監査対象

庁内各課・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

- (2) 個別事項

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

【検討事項（意見を含む。）】

○文書管理の電子化を具現化し、出張命令簿等の手書きの見直し、及び押印の省略を検討いただき、行政事務の効率化を図られたい。【総務課】

○職員の年次休暇や特別休暇の取得状況について、課によって差が生じている状況が見受けられた。事務量に見合った適正な人員配置と、人材の平準化を図ることにより、事務量の集中を軽減し、職員の健康管理の改善に努められたい。

【総務課】

○コロナ禍により会議や研修会等が中止となり、他市町村との交流、町民と町とのつながり、町民同士の関係を長期的に見ると、この影響が懸念される。そのため、今後数年続くと見込まれるコロナ対策を踏まえた会議や研修会の新たな取り組み方法を検討いただきたい。【総務課】

○町の資源である折り紙や旧生沼家住宅などを有効に活用した「魅力あるまち上三川」を、これまで以上に町内外へPRを努められたい。については、全庁体制で強力的に進めていただきたい。なお、折り紙については、主管課の体制整備を要望する。【企画課・生涯学習課・都市建設課】

○備品台帳の整備や年度末の点検に不備が見られた。台帳整理は、公有財産の資産管理の基本であり、適切な記入及び管理を要望する。【総務課及び各課】